

発議第 1号

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成28年12月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 室 井 正 行
" " 萩 原 徹
" " 小 梅 洋 子
" " 塚 本 眞

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、
現行制度の継続を求める意見書

経済的な理由で必要な受診ができない方が増えています。

全国保険医団体連合会が全国の保険医会・協会を通じて会員医療機関を対象に行った調査では、41%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験しています。さらに、43%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています(「2015年受診実態調査」)。

現在、厚労省の社会保障制度審議会医療保険部会では、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しについて、検討を行っています。

審議では、高額療養費について、70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が提案されています。

高額療養費の「外来特例」によって、複数の慢性疾患を抱えながらも、何とか通院しながら生活を続けている患者さんがいます。また、先の「2015年受診実態調査」の全国集計では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、「受診抑制つながる」と回答しています。

さらなる負担増は、年金収入も減っているなかで、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。

上記のような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月14日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫